出水市病院事業床頭台等設置運営事業者選定に係る
公募型プロポーザル実施要領

1　趣旨

出水総合医療センター（以下、当院という。）において入院患者等に適切な療養環境を提供することを目的として、当院の床頭台等設置運営事業者（以下、事業者という。）を公募により選定するため、必要な事項を定めたものである。

2　事業の概要

⑴　事業名称　　出水市病院事業床頭台等設置運営事業

⑵　設置場所　　鹿児島県出水市明神町５２０番地　出水総合医療センター

⑶　事業内容　　別紙「出水市病院事業床頭台等設置運営事業者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

⑷　使用形態　　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第７項の規定に基づく行政財産の目的外使用許可

⑸　許可期間　　令和元年１０月１日から令和６年９月３０日まで（５年間）

⑹　使 用 料　　プリペイドカード（以下、カードという。）等の売上金額に一定の料率を乗じて得た金額を納付すること。

3　事務担当課

出水総合医療センター事務部経営企画課

4　参加申込書等の提出先

〒８９９－０１３１　鹿児島県出水市明神町５２０番地
出水総合医療センター経営企画課管財係
電話　　０９９６－６７－１６１１
ＦＡＸ　０９９６－６７－１６６１
メールアドレス　zaimu@hospital-city.izumi.kagoshima.jp

5　参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとする。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

⑵　公告日現在において、出水市物品調達等入札参加資格審査要綱（平成２０年

出水市告示第６９号）第４条の規定に基づき、入札参加登録者名簿に登録されていること。

⑶　公告日から契約締結日までの間に、出水市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成２０年出水市告示第７０号）第３条の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

⑷　手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全なものでないこと。

⑸　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者(会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始若しくは、更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。

⑹　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条の暴力団をいう。）又は暴力団員等（暴対法第２条第６号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

⑺　国税、地方税の滞納がないこと。

⑻　鹿児島県に本社、支店又は営業所等を有すること。

⑼　当院と同等規模の病院において、床頭台等の設置、カードシステムの運営を過去５年以内に３年以上継続運営した実績を有すること。

６　実施スケジュール

公募開始（当院ホームページ掲載）	令和元年５月２９日（水）
質問受付期限	令和元年６月１０日（月）
質問への回答期限	令和元年６月１２日（水）
参加申込書、企画提案書提出期限	令和元年６月２０日（木）
審査の結果通知・公表	令和元年６月２８日（金）
運営準備及び協議の開始	令和元年７月１日（月）

※日程は変更になる場合があります。

７　参加手続き

⑴　実施要領等の入手

実施要領、参加申込書等の様式は、当院ホームページからダウンロードすること。

⑵　提出書類

参加を希望する事業者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア　参加申込書（様式１）

イ　誓約書（様式２）

ウ　提案者の会社概要（任意様式）

代表者名、創立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員数、業務内容等が分かるものとする。会社のパンフレット等あれば添付

エ　財務関係書類（貸借対照表、損益計算書）直近２年間分

オ　床頭台等設置運営事業実績（様式３）

カ　企画提案書(様式４）

仕様書記載内容を十分に理解した上で、提案書を作成し、提出すること。１事業者１提案とする。

キ　説明資料等（写真やデザイン等が分かるカラーの資料及び提案内容を説明する資料等）

⑶　提出部数　　ア～オは各１部、カ及びキは５部（１部を社名、代表者印のある正本とし、４部は複写で可）

⑷　提出期限　　令和元年６月２０日（木）午後５時１５分（必着）

⑸　提出方法　　持参又は郵送（簡易書留に限る。）
ただし、郵送の場合は提出期限までに担当部署へ必着のこと。

⑹　提 出 先　　出水総合医療センター　経営企画課 管財係

⑺　そ の 他

ア　企画提案書は、わかりやすく簡潔に記載すること。

イ　パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限にすること。

ウ　書類の内容について、確認又は問い合わせをすることがある。

エ　提出書類以外に審査に必要な書類の提出を求める場合がある。

8　現場調査

現場調査を希望する応募者は、事務担当課に事前連絡のうえ、日程調整を行うこと。

9　質問及び回答

⑴　提出期限　　令和元年６月１０日（月）午後５時１５分

⑵　質問様式　　質問書（様式５）

⑶　提出方法　　電子メール又はFAX（提出後は必ず電話連絡すること。）

⑷　提 出 先　　出水総合医療センター経営企画課管財係

⑸　回答方法　　令和元年６月１２日（水）までに当院のホームページで随時

回答する。

なお、当該質問への回答については、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

10　事業者の選定

提出された書類について、当院の選定会議で総合的に審査のうえ、最も優れた企画提案を行った者を設置運営事業者として選定する。

提案に対する質疑及び補足説明を受けるため、必要に応じて面接ヒアリングを行う場合がある。面接ヒアリングを行う場合の日程及び場所については、対象者に文章で通知する。

なお、参加申込者が１事業者であった場合でも、事業者の選定は有効とする。

また、選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切認めない。

11　審査結果

審査結果は、令和元年６月２８日（金）までに、提案者全員に対し、参加申込書に記載されたメールアドレス宛に通知する。併せて、選定した設置運営事業者について、当院ホームページにおいて公表する。

審査結果についての問い合わせには一切応じない。

12　選定後の手続き

⑴　設置運営事業者として選定された提案者は、別途、本事業実施の詳細について、当院と打ち合わせを行うこととする。

⑵　行政財産目的外使用許可申請の手続きについては、令和元年９月１７日（火）までに申請書類を当院経営企画課管財係まで提出すること。

⑶　選定事業者の取消し

次の場合は、予定事業者の内定を取り消すものとする。

ア　正当な理由なく、⑵に記載する期日までに行政財産使用許可の申請書類を提出しなかったとき。

イ　内定から行政財産使用許可の手続きまでの間に、内定事業者の諸般の事情変化等により企画提案した床頭台等の運営が確実に履行できないと判断したとき。

ウ　ＮＨＫの受信料未払い又は著しく社会的信用を失う行為等により、運営事業者としてふさわしくないと判断したとき。

13　失格

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となる。

⑴　提出された書類に虚偽の内容が記載されているとき。

⑵　審査の公平性を害する行為を行ったとき。

⑶　参加資格の要件を満たさなくなったとき。

⑷　企画提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。

14　その他

⑴　プロポーザルへの参加に要した費用の全ては、参加事業者の負担とする。

⑵　提出期限後は、書類の提出、再提出及び差替えを認めない。

⑶　提出された書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、当院がこのプロポーザルの審査その他本業務の実施のために必要な範囲内で、これらを無償で複製し、使用することができるものとする。

⑷　提出された書類は、出水市情報公開条例の規定に基づく公文書の開示請求の対象になる。

⑸　提出された書類は、返却しない。

⑹　電子メール等の通信事故については、当院はいかなる責任も負わない。